

平成31年1月1日

「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」実施要領の一部改正のお知らせ

一般社団法人 公共建築協会

当協会の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」の基となっております「建築材料・設備機材等品質性能評価実施要領」（以下、実施要領という。）及び「建築材料・設備機材等品質性能評価事業実施事務処理細則」（以下、事務処理細則という。）について、評価事務の適切な執行のため、下記のとおり一部改正を行いましたので、概要をお知らせいたします。

なお、詳細については規定本文（当協会ホームページの材料・機材評価ページに掲載しております建築材料・設備機材等品質性能評価 実施要領および実施事務処理細則）を確認してください。

記

1. 実施要領の一部改正について

(1) 評価書の更新（実施要領第17条）関係

更新評価について、更新申請が集中するため「原則として変更申請を伴わないものとする」項目を追加しました。また、ただし書きにより例外の事例を設けています。

(2) 評価書等の内容の変更（実施要領第18条）関係

変更申請を提出する期日について、「評価書及び評価名簿並びに評価申請資料の記載内容に変更が生じた場合には、遅滞なく」申請することを追加しました。

また、理由無く遅滞した場合の措置が新たに追加されましたので、留意してください。

(3) 評価書の取消し・一時停止等（実施要領第19条の2）関係

- 1) 性能評価は、申請者から提出された資料が正しいものであることを前提として審査を行っていますが、「前提となる資料に事実と異なる記載があり、評価書の有効性を著しく損なうおそれがある」ことが判明した場合、一時停止をする事ができる規定を追加しました。
- 2) 実施要領第9条により評価申請で内容に疑義があり、新たに追加資料を求めた場合、または実施要領第18条により申請資料の内容に変更が生じた場合、「合理的理由なく遅延または著しく遅延した」場合、一時停止をする事ができる規定を追加しました。

問い合わせ

一般社団法人公共建築協会 秋山

Tel 03(3523)0384 (10:00~15:00)